

○中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程

令和2年12月10日選挙管理委員会告示第6号

中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年中島村条例第24号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、条例第6条又は条例第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、条例第7条又は条例第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、条例第7条又は条例第10条の規定による届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出書は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号に準じて作成しなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ、条例第8条又は条例第11条の規定による確認を受けようとする場合には、中島村選挙管理委員会に対し選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書を提出しなければならない。

2 前項の確認申請書は、様式第4号、様式第5号、様式第6号に準じて作成し、同項の確認は、様式第7号、様式第8号及び様式第9号に準じて調製する確認書を用いて行わなければならない。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車の使用等の証明書の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書を、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出

しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、根量供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から供給の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

3 第1項に規定する選挙運動用自動車使用証明書、ポスター作成証明書及びビラ作成証明書は、それぞれ様式第10号、様式第11号及び様式第12号に準じて作成しなければならない。

（請求書の提出）

第6条 契約業者等は、条例第4条、条例第8条又は条例第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書（当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては第3条第2項の確認書）を添えて、中島村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、それぞれ様式第13号、様式第14号及び様式第15号に準じて作成しなければならない。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月12日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者（※戸籍名）



中島村選挙管理委員会委員長

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ						
運転手の雇用						
燃料代						

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

様式第2号（第2条関係）

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者（※戸籍名）



中島村選挙管理委員会委員長

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号（第2条関係）

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行
選挙

候補者（※戸籍名）



中島村選挙管理委員会委員長

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

中島村選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
選挙
候補者（※戸籍名）



記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から中島村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

中島村選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
選挙
候補者（※戸籍名）



記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

備考

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から中島村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

中島村選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
選挙
候補者（※戸籍名）



記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から中島村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第7号（第3条関係）

第 号

自動車燃料代確認書

中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

中島村選挙管理委員会委員長 

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、中島村に支払を請求することはできません。

様式第8号（第3条関係）

第 号

ビラ作成枚数確認書

中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

中島村選挙管理委員会委員長

印

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、中島村に支払を請求することはできません。

様式第9号（第3条関係）

第 号

ポスター作成枚数確認書

中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

中島村選挙管理委員会委員長

印

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、中島村に支払を請求することはできません。

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が中島村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、中島村に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	6万4,500円
(2) (1)以外の場合	1万6,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、中島村に支払を請求することはできません。

様式第10号（その2）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書
(燃 料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
候補者

選挙
①

記

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名				
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車 登録番号又は車 両番号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備 考
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が中島村に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、中島村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書
(運 転 手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

㊟

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が中島村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、中島村に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費の負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、中島村に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者



記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が中島村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、中島村に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数	中島村長選挙の候補者	5,000枚
	中島村議会議員選挙の候補者	1,600枚
(2) 限度額	7円73銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額	

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者



記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が中島村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、中島村に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 当該選挙区におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{10万8,000円 + 108円 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots \cdots 1円未満の端数は切上げ$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

中島村長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	-----		
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、中島村に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙)その1

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送)
契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)その2

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
年 月 日	円 台 円 × =	円 台 円 × =	円	
計			円	

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日		円 ℓ 円 × =			
年 月 日		円 ℓ 円 × =			
年 月 日		円 ℓ 円 × =			
年 月 日		円 ℓ 円 × =			
年 月 日		円 ℓ 円 × =			
年 月 日		円 ℓ 円 × =			
年 月 日		円 ℓ 円 × =			
計		円			

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書
（ビラの作成）

中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

中島村長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 _____ 印

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 _____ 年 月 日執行 _____ 選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	-----		
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、中島村に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、7円73銭を記載してください。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較し少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較し少ない方の枚数を記載してください。

様式第15号（第6条関係）

請 求 書
（ポスターの作成）

中島村議会議員及び中島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

中島村長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (印)

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 _____ 年 月 日執行 _____ 選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	-----		
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、中島村に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区における ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H) =(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考 1 「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{10万8,000円 + 108円 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots\dots 1円未満の端数は切上げ$$

3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。